

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月28日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）
	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）

【届出の対象とした募集(売出)内国投資  
信託受益証券の金額】

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(1年決算  
型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース(1年決  
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース(1年決  
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース(1年決  
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・リアルコー  
ス(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペソコース  
(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラコース  
(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルーブルコー  
ス(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース(1年決  
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ランド  
コース(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシア・ルピア  
コース(1年決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファ  
ンド(1年決算型)

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年1月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネー・プール・ファンド >

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンド においては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。

信託金の限度額は、以下の通りです。

<各通貨コース> 3,000億円です。

<マネー・プール・ファンド > 2,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンド >

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)

単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 属性区分表 各通貨コース

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	
不動産投信 その他資産(投資信託証券 (株式 一般))	日々	オセアニア	
	その他	中南米	
		アフリカ	
資産複合		中近東（中東）	
		エマージング	

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

## &lt; マネー・プール・ファンド &gt;

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド       ファンド・オブ・ファンズ
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	
		中近東(中東)	
資産複合		エマージング	

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

## 該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券 (株式 一般))	投資信託証券を通じて、主として株式(一般)に投資する。 一般とは、大型株 <sup>*1</sup> 、中小型株 <sup>*2</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券 (一般)に投資する。 一般とは、公債 <sup>*3</sup> 、社債、その他債券 <sup>*4</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 <sup>*5</sup> 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

\*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

\*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

- \* 3 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- \* 4 その他債券・・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- \* 5 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

[ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

### 各通貨コース

信託財産の成長を目指して運用を行います。

### マネー・プール・ファンド

安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) (1年決算型)**は、為替戦略が異なる11の通貨コースとマネー・プール・ファンドⅩの、計12本のファンドから構成されています。

### ■ ファンドのしくみ

#### ◆ 各通貨コース:ファンド・オブ・ファンズ方式<sup>\*1</sup>により運用を行います。

\*1 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

#### ◆ マネー・プール・ファンド:ファミリーファンド方式<sup>\*2</sup>により運用を行います。

\*2 ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。





## 各通貨コースの特色

### 1 わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とします。

- ◆ キャピタル・インターナショナル株式会社が運用を行うジャパン・エクイティ・マスター・ファンド\*1（以下「JEMF」ということがあります。）への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

\*1 JEMFは、円建のケイマン籍投資信託証券です。

- ◆ 各通貨コース（円コースを除く）が投資を行うJEMFにおいては、円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）\*2等を活用することがあります。

\*2 直物為替先渡取引（NDF）の説明は、後記「直物為替先渡取引（NDF）について」をご参照ください。

### 2 わが国の株式の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

#### 各通貨コースの収益の源泉

- ◆ 各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素 1

#### わが国の株式等への投資

わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

要素 2

#### 円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」（円コースを除きます。）

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

要素 3

#### 対象通貨の為替変動（円コースを除きます。）

原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。

一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

## 要素1 わが国の株式等への投資

要素1

JEMFを通じて、わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

### ◆ JEMFの主な運用方針

- わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- TOPIX®配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。
- そのうえで、各クラス（JPYクラスを除く）では、円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

TOPIX® 配当込み指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウはJPXが所有しています。なお、当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、JPXは、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

要素2

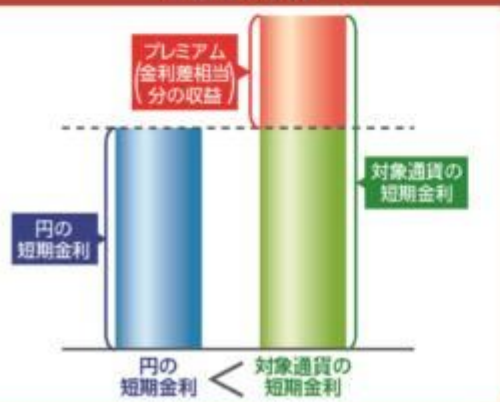
## 円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」（円コースを除きます。）

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

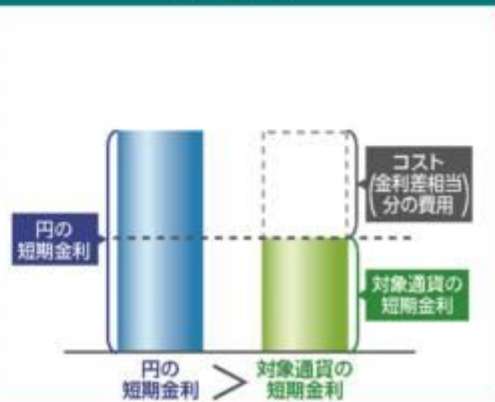
※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

### 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）を獲得する例



### 為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム／コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



要案  
3

### 対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

原則として円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響		
	下落	基準価値	上昇
円コース	為替変動の影響はありません。		
米ドルコース	米ドル安	円に対して	米ドル高
ユーロコース	ユーロ安	円に対して	ユーロ高
豪ドルコース	豪ドル安	円に対して	豪ドル高
ブラジル・リアルコース	ブラジル・リアル安	円に対して	ブラジル・リアル高
メキシコ・ペソコース	メキシコ・ペソ安	円に対して	メキシコ・ペソ高
トルコ・リラコース	トルコ・リラ安	円に対して	トルコ・リラ高
ロシア・ルーブルコース	ロシア・ルーブル安	円に対して	ロシア・ルーブル高
中国元コース	中国元安	円に対して	中国元高
南アフリカ・ランドコース	南アフリカ・ランド安	円に対して	南アフリカ・ランド高
インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安	円に対して	インドネシア・ルピア高

### 直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

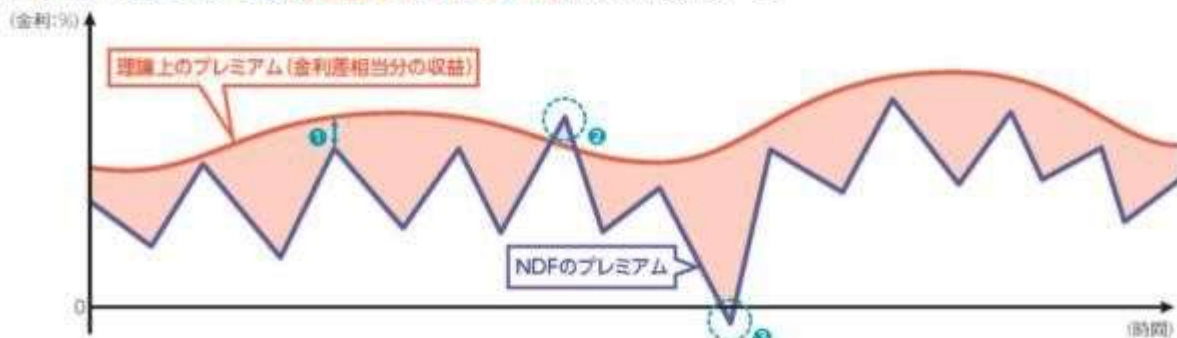
・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。

・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム<sup>\*1</sup>が、取引時点における理論上のプレミアム(金利差相当分の収益)<sup>\*2</sup>から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少<sup>①</sup>(増加<sup>②</sup>)することや、NDFのプレミアムがマイナス<sup>③</sup>となる場合があります(費用の発生)。

\*1 NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム

\*2 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

### ■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

※上記の要因以外でも、円の短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したり、マイナスとなる場合があります。

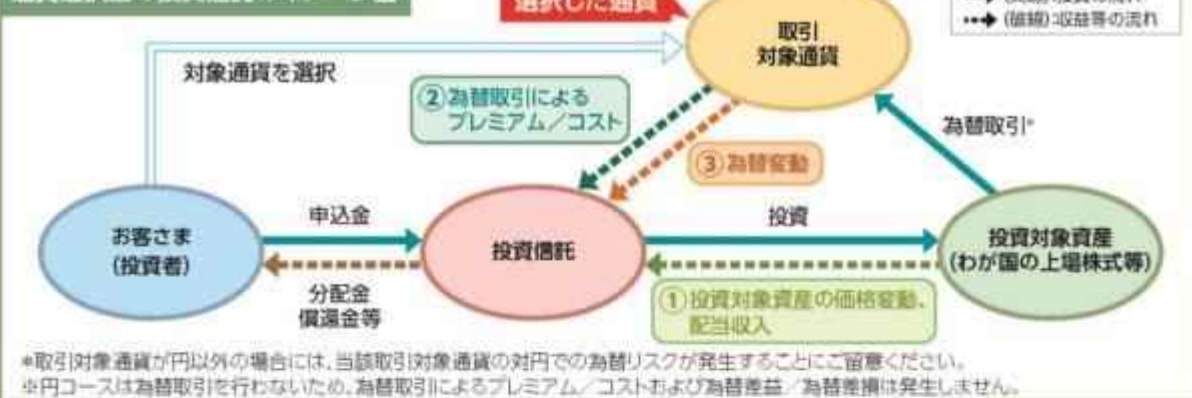
※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

## 通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

## 通貨選択型の投資信託のイメージ図



※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ(各通貨コース)」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

## 1. 投資対象資産による収益(上図①部分)

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がった場合には、基準価額の下落要因となります。

## 2. 為替取引によるプレミアム/コスト(上図②部分) (円コースを除きます。)

- 為替取引により、「選択した通貨」(コース)の短期金利が、円の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- 逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

## 3. 為替変動による収益(上図③部分) (円コースを除きます。)

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨連となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



(注) 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引(NDF)を活用する場合があります。為替取引を行う場合のプレミアム/コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。





年1回の決算時(10月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。  
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



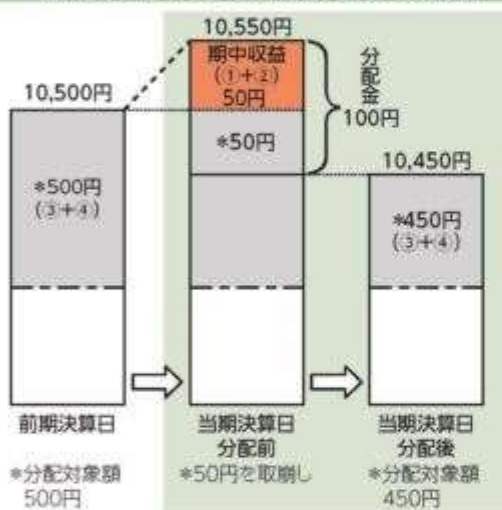
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

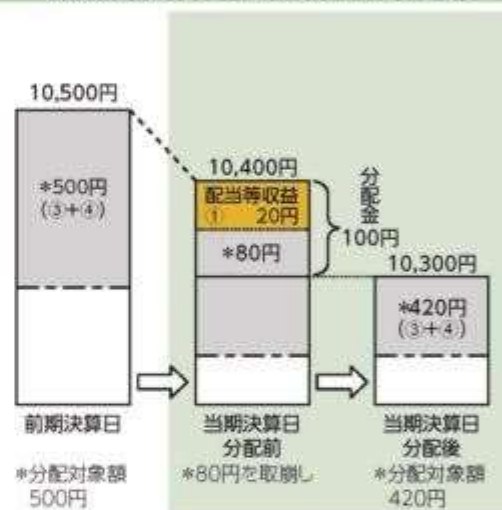
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



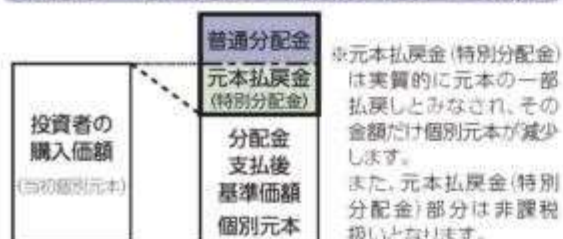
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

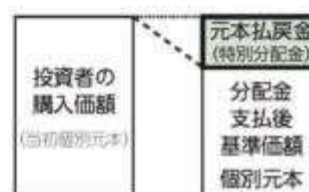
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

## マネー・プール・ファンド区の特徴

### 1 わが国の公社債へ投資を行います。

- ①わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
- ②投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。
- ③わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
  - (ア)A-2格相当以上の短期信用格付
  - (イ)A格相当以上の長期信用格付
  - (ウ)信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの
 なお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。
  - ・純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。
  - ・2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

### 2 年1回の決算時(10月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、行いません。

#### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

##### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

## 委託会社の概況（2022年4月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革
  - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
  - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2022年10月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革
  - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
  - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
  - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
  - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

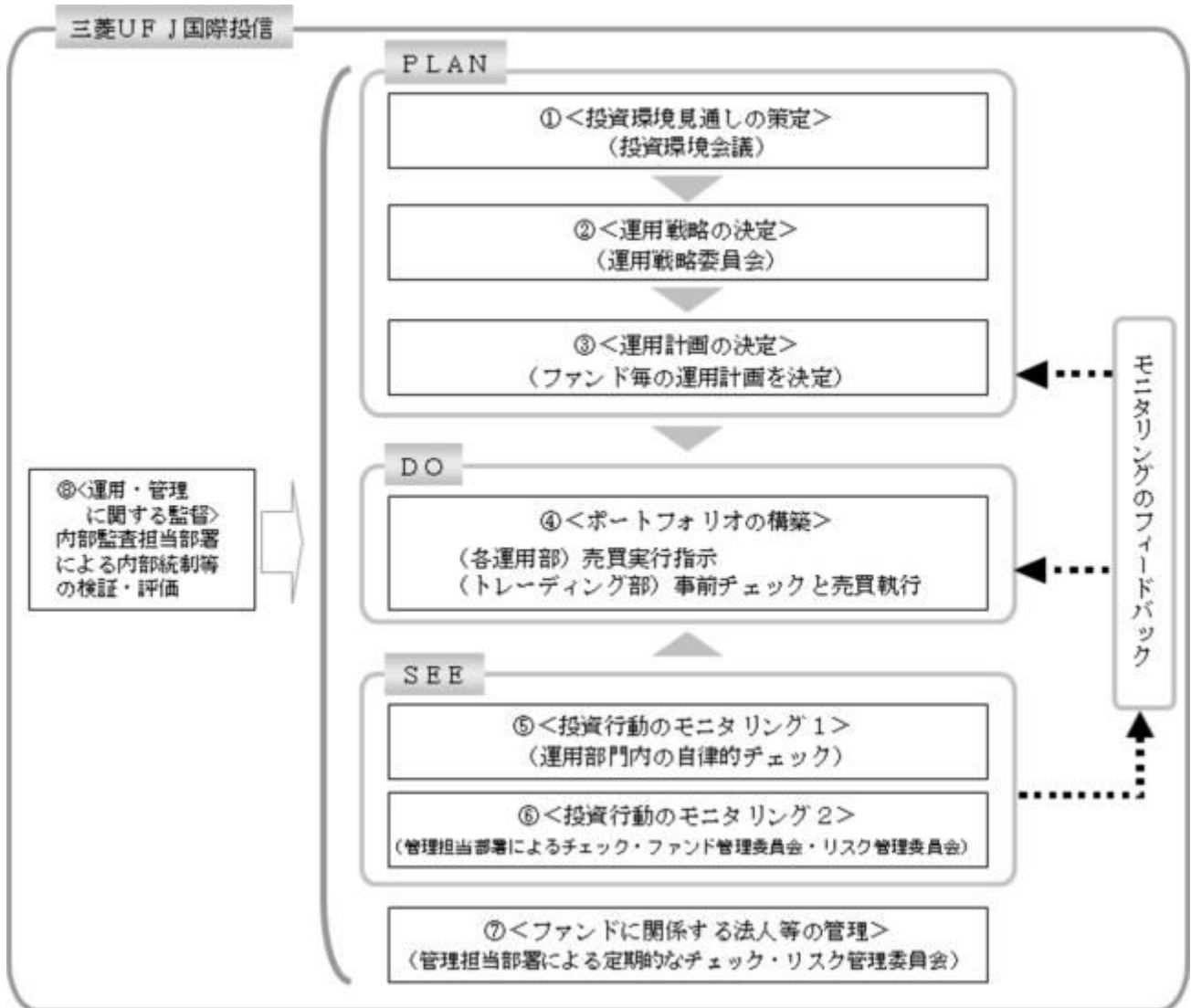


株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (3)【運用体制】

<更新後>



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關係する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に關係する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

## 3【投資リスク】

<更新後>

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 各通貨コースのリスク

##### a．為替変動リスク

<各通貨コース（円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託は、円建資産へ投資し、原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

##### b．株価変動リスク

実質的に投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

c. 信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

（a）各通貨コース（円コースを除きます。）では、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

（b）一般的に債券より株式の価格変動が大きいなど、資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。

（c）収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（d）各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

（e）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

- (f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- (g) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (h) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## マネー・プール・ファンド のリスク

### a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

### b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

### c. 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

### d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

### e. 資金流出による基準価額変動リスク

ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。

### f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

### g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

### h. その他の主な留意点

(a) 投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となること

があり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

(b) 各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンドは繰上償還されます。

(c) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定した

ものではありません。

- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（d）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

（e）信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（f）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（g）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## 各通貨コース(1年決算型)、マネー・プール・ファンドⅩ(1年決算型)

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## 円コース(1年決算型)

## ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



## ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したのものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 米ドルコース(1年決算型)

## ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



## ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したのものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## ユーロコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 豪ドルコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## ブラジル・リアルコース(1年決算型)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## メキシコ・ペソコース(1年決算型)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

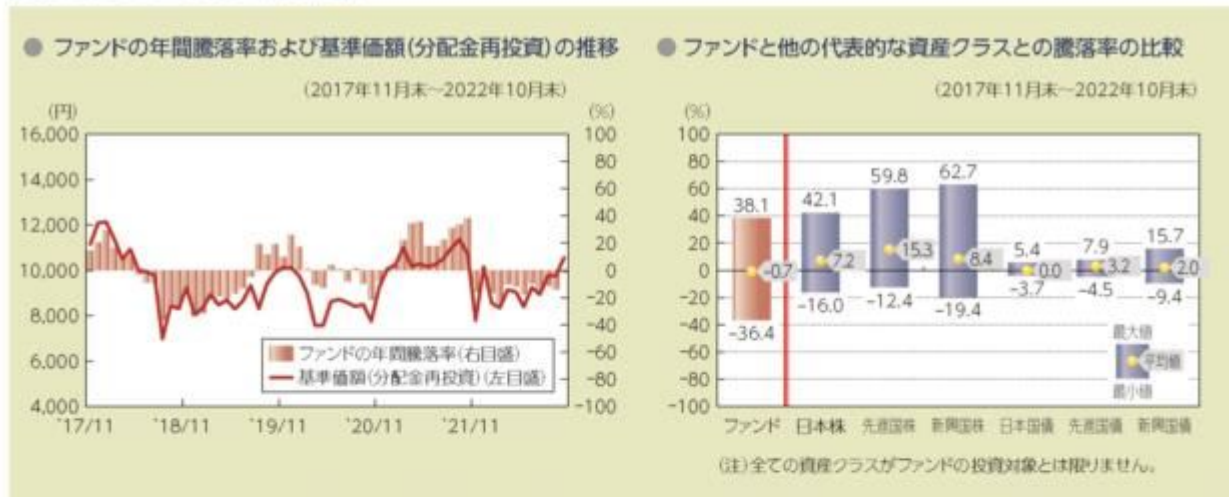


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## トルコ・リラコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

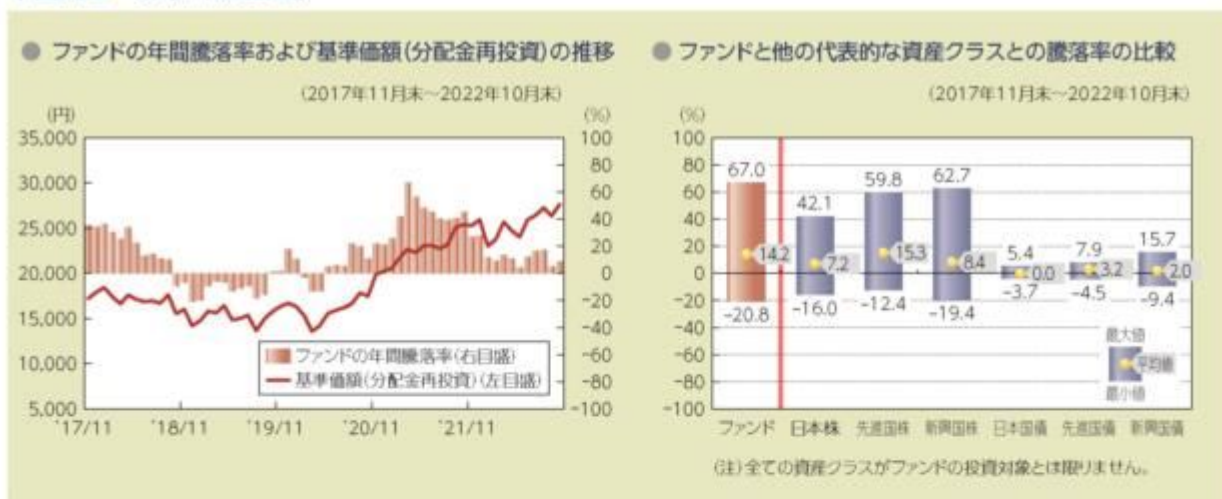
## ロシア・ルーブルコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 中国元コース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 南アフリカ・ランドコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## インドネシア・ルピアコース(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## マネー・プール・ファンドⅩ(1年決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

## &lt;訂正前&gt;

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

## 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません)・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益

通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）】

## （1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	282,643,227	98.41
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		4,470,120	1.56
純資産総額		287,213,317	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（JPYクラス）	237,395,622	1.15	274,500,557	1.1906	282,643,227	98.41
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.41
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	2,471,694,742	2,474,142,251	10,099	10,109
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	995,063,418	995,916,919	11,659	11,669
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	774,690,817	775,428,349	10,504	10,514
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	637,021,245	637,493,050	13,502	13,512
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	607,774,839	608,223,103	13,558	13,568
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	536,592,748	537,019,134	12,585	12,595
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	353,244,176	353,485,925	14,612	14,622
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	275,694,093	275,853,276	17,319	17,329
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	279,100,395	279,277,489	15,760	15,770
令和 3年10月末日	282,334,591		17,733	
11月末日	279,620,527		17,564	
12月末日	282,143,933		17,722	
令和 4年 1月末日	249,041,408		15,643	
2月末日	253,519,153		15,924	
3月末日	275,982,328		16,386	
4月末日	259,672,583		15,417	
5月末日	254,847,347		15,442	
6月末日	255,279,758		15,468	
7月末日	285,205,949		16,105	
8月末日	290,970,766		16,430	
9月末日	280,342,412		15,830	
10月末日	287,213,317		16,211	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円



第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.09
第2計算期間	15.54
第3計算期間	9.82
第4計算期間	28.63
第5計算期間	0.48
第6計算期間	7.10
第7計算期間	16.18
第8計算期間	18.59
第9計算期間	8.94

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,342,595,630	2,895,085,723	2,447,509,907
第2計算期間	501,121,174	2,095,129,184	853,501,897
第3計算期間	184,808,734	300,777,667	737,532,964
第4計算期間	149,139,450	414,867,409	471,805,005
第5計算期間	302,985,636	326,526,290	448,264,351
第6計算期間	139,485,211	161,363,428	426,386,134
第7計算期間	29,467,266	214,103,798	241,749,602
第8計算期間	181,517	82,747,263	159,183,856
第9計算期間	21,348,655	3,437,522	177,094,989

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）】

## （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,488,840,328	98.03

親投資信託受益証券	日本	99,970	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		29,813,629	1.96
純資産総額		1,518,753,927	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	1,109,171,071	1.29	1,430,830,681	1.3423	1,488,840,328	98.03
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	11,654,687,772	11,665,256,766	11,027	11,037
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	6,801,382,524	6,806,280,912	13,885	13,895
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	4,110,787,619	4,114,597,531	10,790	10,800
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	3,258,760,243	3,260,931,241	15,010	15,020
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	2,401,857,515	2,403,417,767	15,394	15,404
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	1,845,532,023	1,846,831,918	14,198	14,208
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	1,341,775,360	1,342,601,481	16,242	16,252
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	1,297,166,918	1,297,792,400	20,739	20,749
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	1,496,278,869	1,496,888,673	24,537	24,547
令和 3年10月末日	1,299,940,948		21,235	
11月末日	1,198,983,855		21,051	
12月末日	1,252,918,049		21,490	
令和 4年 1月末日	1,112,458,513		19,006	
2月末日	1,131,272,663		19,417	
3月末日	1,215,357,242		21,047	
4月末日	1,239,520,376		20,814	
5月末日	1,278,881,658		20,670	
6月末日	1,376,932,980		22,230	
7月末日	1,409,857,687		22,796	
8月末日	1,478,504,261		24,036	
9月末日	1,491,229,946		24,147	
10月末日	1,518,753,927		25,315	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.37
第2計算期間	26.00
第3計算期間	22.21
第4計算期間	39.20
第5計算期間	2.62
第6計算期間	7.70
第7計算期間	14.46
第8計算期間	27.74
第9計算期間	18.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	25,650,760,140	15,081,765,321	10,568,994,819
第2計算期間	5,727,420,878	11,398,026,771	4,898,388,926
第3計算期間	725,850,366	1,814,326,638	3,809,912,654
第4計算期間	1,451,873,163	3,090,787,077	2,170,998,740
第5計算期間	785,153,123	1,395,899,747	1,560,252,116
第6計算期間	191,049,697	451,406,325	1,299,895,488
第7計算期間	2,454,017	476,228,095	826,121,410
第8計算期間	1,107,462	201,746,211	625,482,661
第9計算期間	110,537,013	126,215,193	609,804,481

#### 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）】

##### （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	14,148,762	98.33
親投資信託受益証券	日本	9,996	0.07
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		230,697	1.60
純資産総額		14,389,455	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド(EURクラス)	10,234,186	1.3	13,398,596	1.3825	14,148,762	98.33
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	1.0038	9,996	1.0038	9,996	0.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.33
親投資信託受益証券	0.07
合計	98.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	215,165,467	215,381,921	9,940	9,950
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	97,343,276	97,428,082	11,478	11,488
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	30,345,288	30,380,728	8,562	8,572
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	71,834,398	71,891,394	12,603	12,613
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	21,892,633	21,910,478	12,268	12,278

第6計算期間末日	(令和 1年10月15日)	17,638,127	17,654,941	10,490	10,500
第7計算期間末日	(令和 2年10月14日)	19,810,050	19,825,931	12,474	12,484
第8計算期間末日	(令和 3年10月14日)	14,218,123	14,227,354	15,402	15,412
第9計算期間末日	(令和 4年10月14日)	13,644,783	13,653,783	15,160	15,170
	令和 3年10月末日	14,669,332		15,900	
	11月末日	14,054,319		15,232	
	12月末日	14,066,710		15,637	
	令和 4年 1月末日	12,224,801		13,588	
	2月末日	12,740,314		13,951	
	3月末日	13,718,849		15,023	
	4月末日	12,617,885		14,022	
	5月末日	12,719,880		14,138	
	6月末日	13,493,766		14,885	
	7月末日	13,294,096		14,773	
	8月末日	13,781,220		15,314	
	9月末日	13,518,849		15,016	
	10月末日	14,389,455		15,985	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.50
第2計算期間	15.57
第3計算期間	25.31
第4計算期間	47.31
第5計算期間	2.57
第6計算期間	14.41
第7計算期間	19.00

第8計算期間	23.55
第9計算期間	1.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	871,850,909	655,396,409	216,454,500
第2計算期間	57,021,993	188,669,801	84,806,692
第3計算期間	141,138	49,507,431	35,440,399
第4計算期間	41,971,680	20,415,090	56,996,989
第5計算期間	45,671,469	84,823,042	17,845,416
第6計算期間	7,035	1,037,967	16,814,484
第7計算期間	101,468	1,034,664	15,881,288
第8計算期間	4,692,449	11,342,518	9,231,219
第9計算期間	217,360	448,244	9,000,335

#### 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）】

##### （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	19,781,410	98.08
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		286,879	1.42
純資産総額		20,168,259	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### （２）【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（AUDクラス）	15,846,680	1.17	18,607,171	1.2483	19,781,410	98.08

日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.50
----	-----------	-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.08
親投資信託受益証券	0.50
合計	98.58

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	172,040,245	172,206,812	10,329	10,339
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	87,062,993	87,142,178	10,995	11,005
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	141,670,298	141,832,370	8,741	8,751
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	116,127,599	116,218,518	12,773	12,783
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	84,735,482	84,807,336	11,793	11,803
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	39,791,450	39,830,106	10,294	10,304
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	32,711,096	32,738,156	12,088	12,098
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	24,705,662	24,721,348	15,750	15,760
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	18,994,684	19,006,842	15,623	15,633
令和 3年10月末日	25,880,960		16,498	
11月末日	24,204,919		15,428	
12月末日	24,834,952		16,060	
令和 4年 1月末日	21,171,725		13,684	
2月末日	22,297,883		14,406	



3月末日	25,140,450		16,203
4月末日	23,430,458		15,137
5月末日	23,842,802		15,101
6月末日	24,715,478		15,654
7月末日	25,666,805		16,256
8月末日	20,544,412		16,898
9月末日	19,462,544		16,006
10月末日	20,168,259		16,579

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	3.39
第2計算期間	6.54
第3計算期間	20.40
第4計算期間	46.24
第5計算期間	7.59
第6計算期間	12.62
第7計算期間	17.52
第8計算期間	30.37
第9計算期間	0.74

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	452,996,075	286,429,052	166,567,023

第2計算期間	78,837,734	166,218,958	79,185,799
第3計算期間	130,685,987	47,799,052	162,072,734
第4計算期間	90,060,688	161,213,592	90,919,830
第5計算期間	19,008,479	38,073,607	71,854,702
第6計算期間	187,033	33,385,568	38,656,167
第7計算期間	41,734	11,637,847	27,060,054
第8計算期間	832,007	12,205,858	15,686,203
第9計算期間	415,863	3,943,847	12,158,219

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	38,899,494	98.04
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.25
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		678,864	1.71
純資産総額		39,678,328	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（BRLクラス）	51,990,771	0.72	37,788,076	0.7482	38,899,494	98.04
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.04
親投資信託受益証券	0.25

合計	98.29
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	254,466,902	254,702,505	10,801	10,811
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	182,459,608	182,654,172	9,378	9,388
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	154,744,257	154,906,872	9,516	9,526
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	140,474,150	140,571,942	14,365	14,375
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	129,037,134	129,139,692	12,582	12,592
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	60,874,155	60,929,890	10,922	10,932
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	44,921,374	44,970,730	9,101	9,111
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	33,532,868	33,561,153	11,855	11,865
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	36,486,607	36,509,333	16,055	16,065
令和 3年10月末日	31,199,091		12,019	
11月末日	31,034,365		11,955	
12月末日	31,588,177		12,168	
令和 4年 1月末日	29,632,673		11,415	
2月末日	31,660,455		12,265	
3月末日	32,232,282		14,455	
4月末日	30,622,502		13,633	
5月末日	32,448,762		14,536	
6月末日	32,181,329		14,304	
7月末日	33,356,665		14,825	
8月末日	36,708,018		16,256	
9月末日	34,981,207		15,449	
10月末日	39,678,328		16,535	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	8.11
第2計算期間	13.08
第3計算期間	1.57
第4計算期間	51.06
第5計算期間	12.34
第6計算期間	13.11
第7計算期間	16.58
第8計算期間	30.37
第9計算期間	35.51

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,620,108,543	1,384,505,244	235,603,299
第2計算期間	248,730,709	289,769,623	194,564,385
第3計算期間	19,670,034	51,619,192	162,615,227
第4計算期間	704,756,009	769,578,731	97,792,505
第5計算期間	60,114,646	55,348,674	102,558,477
第6計算期間	353,897	47,176,416	55,735,958
第7計算期間	404,046	6,783,391	49,356,613
第8計算期間	884,974	21,955,890	28,285,697
第9計算期間	2,090,364	7,649,474	22,726,587

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）】

## （1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	44,892,689	98.27
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.22
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		691,147	1.51
純資産総額		45,683,806	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（MXNクラス）	45,323,260	0.94	42,920,369	0.9905	44,892,689	98.27
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0038	99,970	1.0038	99,970	0.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.27
親投資信託受益証券	0.22
合計	98.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	284,673,239	284,931,953	11,003	11,013
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	111,673,837	111,770,127	11,598	11,608
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	61,139,370	61,217,790	7,796	7,806
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	126,074,274	126,185,785	11,306	11,316
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	67,454,611	67,509,940	12,191	12,201
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	49,394,059	49,436,863	11,540	11,550
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	45,557,864	45,595,242	12,188	12,198
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	41,698,659	41,723,774	16,603	16,613
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	41,301,336	41,320,523	21,525	21,535
令和 3年10月末日	43,532,111		17,336	
11月末日	39,072,444		16,115	
12月末日	42,477,444		17,517	
令和 4年 1月末日	37,167,798		15,326	
2月末日	38,928,476		16,034	
3月末日	43,716,121		18,016	
4月末日	42,144,320		17,372	
5月末日	35,830,338		18,118	
6月末日	37,693,292		19,059	
7月末日	38,905,474		19,445	
8月末日	39,979,976		20,853	
9月末日	40,218,775		20,974	
10月末日	45,683,806		22,531	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円

第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.13
第2計算期間	5.49
第3計算期間	32.69
第4計算期間	45.15
第5計算期間	7.91
第6計算期間	5.25
第7計算期間	5.70
第8計算期間	36.30
第9計算期間	29.70

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	906,065,496	647,350,649	258,714,847
第2計算期間	40,165,497	202,590,017	96,290,327
第3計算期間	1,249,048	19,118,655	78,420,720
第4計算期間	158,634,025	125,543,418	111,511,327
第5計算期間	488,316	56,669,939	55,329,704
第6計算期間	961,469	13,486,895	42,804,278
第7計算期間	3,035,440	8,460,789	37,378,929
第8計算期間	774,279	13,038,038	25,115,170
第9計算期間	690,752	6,618,612	19,187,310

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）】

## （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	95,291,102	98.20

親投資信託受益証券	日本	9,997	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,731,986	1.79
純資産総額		97,033,085	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	525,019,849	0.17	91,773,469	0.1815	95,291,102	98.20
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.20
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)



	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	73,294,683	73,365,689	10,322	10,332
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	42,101,930	42,140,013	11,055	11,065
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	24,279,320	24,306,571	8,909	8,919
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	97,592,022	97,677,641	11,398	11,408
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	197,960,304	198,206,215	8,050	8,060
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	200,158,598	200,380,847	9,006	9,016
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	132,684,802	132,842,824	8,397	8,407
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	110,242,216	110,344,425	10,786	10,796
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	93,338,673	93,431,273	10,080	10,090
令和 3年10月末日	102,499,716		10,633	
11月末日	73,801,185		7,735	
12月末日	96,642,239		10,070	
令和 4年 1月末日	80,604,246		8,480	
2月末日	78,155,708		8,277	
3月末日	85,599,420		9,065	
4月末日	82,684,970		8,974	
5月末日	77,035,236		8,319	
6月末日	84,837,745		9,162	
7月末日	83,108,123		8,862	
8月末日	89,563,582		9,677	
9月末日	89,705,587		9,678	
10月末日	97,033,085		10,454	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	3.32
第2計算期間	7.19
第3計算期間	19.32
第4計算期間	28.05
第5計算期間	29.28
第6計算期間	12.00
第7計算期間	6.65
第8計算期間	28.56
第9計算期間	6.45

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	139,639,286	68,632,316	71,006,970
第2計算期間	2,438,343	35,361,953	38,083,360
第3計算期間	9,776,116	20,607,497	27,251,979
第4計算期間	188,049,619	129,681,863	85,619,735
第5計算期間	192,735,596	32,444,215	245,911,116
第6計算期間	45,076,327	68,738,212	222,249,231
第7計算期間	655,970	64,882,282	158,022,919
第8計算期間	7,711,713	63,524,682	102,209,950
第9計算期間	4,695,434	14,305,143	92,600,241

#### 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）】

##### （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	23,883,480	98.27
親投資信託受益証券	日本	10,023	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		409,277	1.69
純資産総額		24,302,780	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)	60,266,162	0.36	22,039,335	0.3963	23,883,480	98.27
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	1.0038	10,023	1.0038	10,023	0.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.27
親投資信託受益証券	0.04
合計	98.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	37,162,966	37,203,057	9,270	9,280
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	128,121,398	128,277,488	8,208	8,218
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	136,935,477	137,137,726	6,771	6,781
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	573,196,396	573,714,268	11,068	11,078
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	282,133,831	282,409,679	10,228	10,238

第6計算期間末日	(令和 1年10月15日)	254,232,639	254,484,300	10,102	10,112
第7計算期間末日	(令和 2年10月14日)	162,064,355	162,231,843	9,676	9,686
第8計算期間末日	(令和 3年10月14日)	79,274,594	79,332,478	13,695	13,705
第9計算期間末日	(令和 4年10月14日)	22,471,817	22,471,817	20,374	20,374
	令和 3年10月末日	83,169,830		14,387	
	11月末日	80,748,527		13,538	
	12月末日	83,448,431		13,980	
	令和 4年 1月末日	65,407,354		11,821	
	2月末日	48,642,748		11,389	
	3月末日	50,552,270		11,798	
	4月末日	57,322,416		13,378	
	5月末日	51,656,210		14,666	
	6月末日	70,869,571		20,293	
	7月末日	22,724,378		18,692	
	8月末日	21,773,604		19,741	
	9月末日	23,541,537		21,344	
	10月末日	24,302,780		22,034	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.20
第2計算期間	11.34
第3計算期間	17.38
第4計算期間	63.60
第5計算期間	7.49
第6計算期間	1.13
第7計算期間	4.11

第8計算期間	41.63
第9計算期間	48.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	106,989,077	66,897,832	40,091,245
第2計算期間	444,828,310	328,828,875	156,090,680
第3計算期間	118,698,935	72,539,910	202,249,705
第4計算期間	1,605,495,484	1,289,873,094	517,872,095
第5計算期間	212,434,098	454,457,434	275,848,759
第6計算期間	850,695	25,037,747	251,661,707
第7計算期間	11,323,625	95,496,750	167,488,582
第8計算期間	399,260	110,002,916	57,884,926
第9計算期間	2,997,626	49,853,034	11,029,518

#### 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）】

##### （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	39,345,506	98.28
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		680,246	1.70
純資産総額		40,035,749	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### （２）【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（CNYクラス）	35,997,719	1.05	38,107,185	1.093	39,345,506	98.28

日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.02
----	-----------	-----------------	-------	--------	-------	--------	-------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.28
親投資信託受益証券	0.02
合計	98.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	189,146,548	189,311,369	11,476	11,486
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	71,197,128	71,246,904	14,303	14,313
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	43,376,641	43,416,723	10,822	10,832
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	24,284,272	24,299,130	16,343	16,353
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	26,422,661	26,438,786	16,386	16,396
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	22,363,447	22,378,547	14,810	14,820
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	26,869,741	26,884,684	17,981	17,991
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	35,379,731	35,394,191	24,466	24,476
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	38,780,125	38,794,684	26,636	26,646
令和 3年10月末日	36,384,576		25,258	
11月末日	36,237,868		25,140	
12月末日	37,332,747		25,813	
令和 4年 1月末日	33,065,422		22,899	
2月末日	34,103,748		23,617	

3月末日	36,795,940		25,555
4月末日	35,394,341		24,596
5月末日	34,412,792		23,890
6月末日	37,195,037		25,796
7月末日	38,357,911		26,290
8月末日	39,424,341		27,130
9月末日	38,160,538		26,213
10月末日	40,035,749		27,472

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	14.86
第2計算期間	24.72
第3計算期間	24.26
第4計算期間	51.10
第5計算期間	0.32
第6計算期間	9.55
第7計算期間	21.47
第8計算期間	36.12
第9計算期間	8.91

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	442,213,403	277,391,743	164,821,660



第2計算期間	40,918,056	155,963,613	49,776,103
第3計算期間	2,485,495	12,179,521	40,082,077
第4計算期間	497,971	25,721,147	14,858,901
第5計算期間	3,401,071	2,134,677	16,125,295
第6計算期間	78,975	1,104,089	15,100,181
第7計算期間	149,688	306,088	14,943,781
第8計算期間	519,302	1,002,419	14,460,664
第9計算期間	433,764	335,360	14,559,068

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	31,958,046	98.40
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		510,079	1.57
純資産総額		32,478,122	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（ZARクラス）	43,362,343	0.7	30,496,735	0.737	31,958,046	98.40
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0038	9,997	1.0038	9,997	0.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.40
親投資信託受益証券	0.03

合計	98.43
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	10,784,245	10,794,729	10,286	10,296
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	11,729,473	11,739,919	11,228	11,238
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	8,610,246	8,620,261	8,597	8,607
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	18,220,518	18,233,764	13,755	13,765
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	20,391,752	20,406,850	13,506	13,516
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	18,456,177	18,470,793	12,627	12,637
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	18,178,783	18,192,600	13,156	13,166
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	31,011,619	31,027,702	19,282	19,292
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	31,013,130	31,029,155	19,353	19,363
令和 3年10月末日	31,395,183		19,432	
11月末日	27,779,857		17,977	
12月末日	28,595,077		18,845	
令和 4年 1月末日	26,654,755		17,055	
2月末日	28,340,338		17,957	
3月末日	32,399,481		20,527	
4月末日	29,262,797		18,517	
5月末日	30,194,351		18,904	
6月末日	31,250,892		19,579	
7月末日	31,525,131		19,728	
8月末日	32,752,041		20,441	
9月末日	31,022,466		19,387	
10月末日	32,478,122		20,253	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.96
第2計算期間	9.25
第3計算期間	23.34
第4計算期間	60.11
第5計算期間	1.73
第6計算期間	6.43
第7計算期間	4.26
第8計算期間	46.64
第9計算期間	0.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	11,648,087	1,163,355	10,484,732
第2計算期間	18,966,567	19,004,667	10,446,632
第3計算期間	1,476	432,737	10,015,371
第4計算期間	6,296,830	3,065,265	13,246,936
第5計算期間	4,683,822	2,832,601	15,098,157
第6計算期間	674,505	1,156,233	14,616,429
第7計算期間	1,431,615	2,230,559	13,817,485
第8計算期間	11,820,644	9,554,622	16,083,507
第9計算期間	1,565,368	1,623,824	16,025,051

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）】

## （1）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	28,479,463	97.77
親投資信託受益証券	日本	10,023	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		640,020	2.20
純資産総額		29,129,506	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（IDRクラス）	25,496,386	1.09	27,918,542	1.117	28,479,463	97.77
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	1.0038	10,023	1.0038	10,023	0.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.77
親投資信託受益証券	0.03
合計	97.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	20,073,085	20,092,655	10,257	10,267
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	14,368,476	14,379,894	12,584	12,594
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	12,405,685	12,417,112	10,856	10,866
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	23,327,916	23,343,216	15,246	15,256
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	15,475,018	15,485,764	14,400	14,410
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	15,712,204	15,722,719	14,942	14,952
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	20,908,209	20,920,574	16,908	16,918
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	24,671,781	24,682,670	22,656	22,666
第9計算期間末日 (令和 4年10月14日)	28,585,104	28,596,409	25,284	25,294
令和 3年10月末日	25,384,471		23,292	
11月末日	25,009,502		22,920	
12月末日	25,909,211		23,712	
令和 4年 1月末日	22,790,696		20,829	
2月末日	23,275,984		21,277	
3月末日	25,323,269		23,118	
4月末日	24,914,480		22,731	
5月末日	24,689,484		22,355	
6月末日	26,180,085		23,667	
7月末日	27,002,868		24,194	
8月末日	28,715,633		25,655	
9月末日	28,180,014		25,037	
10月末日	29,129,506		25,766	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円

第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.67
第2計算期間	22.78
第3計算期間	13.65
第4計算期間	40.53
第5計算期間	5.48
第6計算期間	3.83
第7計算期間	13.22
第8計算期間	34.05
第9計算期間	11.64

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	105,756,077	86,185,160	19,570,917
第2計算期間	1,386,273	9,539,026	11,418,164
第3計算期間	42,464	33,444	11,427,184
第4計算期間	5,382,239	1,508,504	15,300,919
第5計算期間	2,853,908	7,408,653	10,746,174
第6計算期間	31,525	262,490	10,515,209
第7計算期間	2,443,413	592,626	12,365,996
第8計算期間	832,861	2,309,044	10,889,813
第9計算期間	557,337	141,498	11,305,652

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）】

## （１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,397,875	98.00

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		28,555	2.00
純資産総額		1,426,430	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和 4年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	1,392,584	1.0038	1,397,876	1.0038	1,397,875	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	57,679,199	57,679,199	10,001	10,001
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	16,016,025	16,016,025	10,007	10,007



第3計算期間末日	(平成28年10月14日)	13,003,181	13,003,181	9,999	9,999
第4計算期間末日	(平成29年10月16日)	3,576,484	3,576,484	9,995	9,995
第5計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,614,852	1,614,852	9,990	9,990
第6計算期間末日	(令和 1年10月15日)	2,720,834	2,720,834	9,985	9,985
第7計算期間末日	(令和 2年10月14日)	1,845,138	1,845,138	9,983	9,983
第8計算期間末日	(令和 3年10月14日)	1,329,752	1,329,752	9,976	9,976
第9計算期間末日	(令和 4年10月14日)	1,426,444	1,426,444	9,972	9,972
	令和 3年10月末日	1,761,819		9,976	
	11月末日	1,761,792		9,976	
	12月末日	2,045,287		9,976	
	令和 4年 1月末日	1,845,740		9,976	
	2月末日	1,596,187		9,975	
	3月末日	1,329,508		9,974	
	4月末日	1,329,484		9,974	
	5月末日	1,426,696		9,974	
	6月末日	1,426,670		9,974	
	7月末日	1,426,646		9,974	
	8月末日	1,426,619		9,973	
	9月末日	1,426,455		9,972	
	10月末日	1,426,430		9,972	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.01
第2計算期間	0.05
第3計算期間	0.07
第4計算期間	0.04

第5計算期間	0.05
第6計算期間	0.05
第7計算期間	0.02
第8計算期間	0.07
第9計算期間	0.04

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	330,548,622	272,876,841	57,671,781
第2計算期間	239,068,156	280,735,736	16,004,201
第3計算期間	8,230,908	11,230,908	13,004,201
第4計算期間	6,646,245	16,072,064	3,578,382
第5計算期間	23,550,190	25,512,078	1,616,494
第6計算期間	3,016,702	1,908,226	2,724,970
第7計算期間	1,852,730	2,729,493	1,848,207
第8計算期間	51,074,687	51,589,956	1,332,938
第9計算期間	814,813	717,322	1,430,429

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		47,508,302	100.00
純資産総額		47,508,302	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報

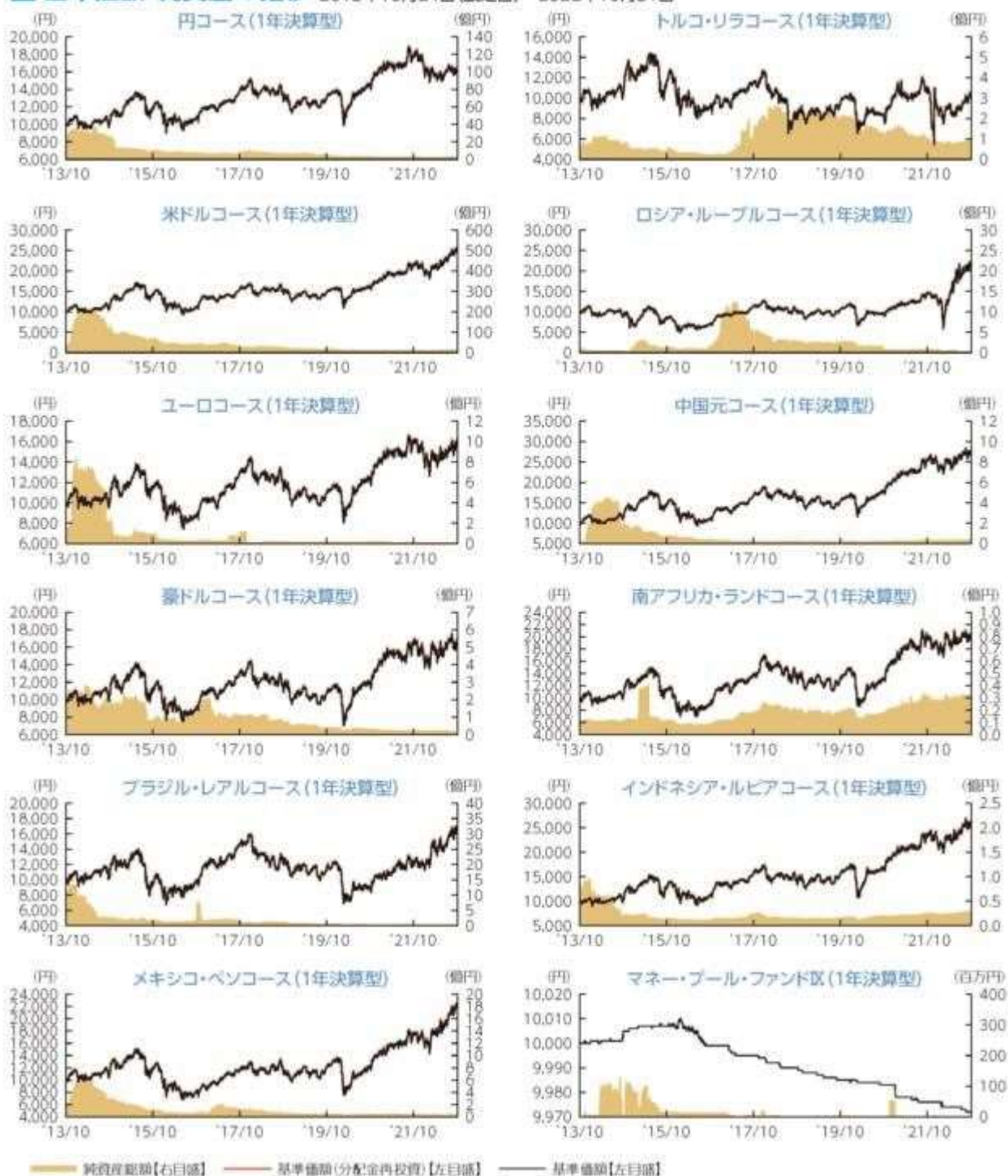


# 運用実績

2022年10月31日現在

## 各通貨コース(1年決算型)、マネー・プール・ファンド区(1年決算型)

### ■ 基準価額・純資産の推移 2013年10月24日(設定日)～2022年10月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■ 基準価額・純資産

各通貨コース(1年決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
基準価額	16,211 円	25,315 円	15,985 円	16,579 円	16,535 円	22,531 円
純資産総額	2.8億円	15.1億円	0.1億円	0.2億円	0.3億円	0.4億円
	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース	
基準価額	10,454 円	22,034 円	27,472 円	20,253 円	25,766 円	
純資産総額	0.9億円	0.2億円	0.4億円	0.3億円	0.2億円	

マネー・プール・ファンド区(1年決算型)

	マネー・プール・ファンド
基準価額	9,972 円
純資産総額	1.4百万円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■ 分配の推移

各通貨コース(1年決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
2022年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2021年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2020年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2019年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2018年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2017年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
設定来累計	90 円	90 円	90 円	90 円	90 円	90 円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
2022年10月	10 円	0 円	10 円	10 円	10 円
2021年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2020年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2019年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2018年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
2017年10月	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
設定来累計	90 円	80 円	90 円	90 円	90 円

マネー・プール・ファンド区(1年決算型)

	マネー・プール・ファンド
2022年10月	0 円
2021年10月	0 円
2020年10月	0 円
2019年10月	0 円
2018年10月	0 円
2017年10月	0 円
設定来累計	0 円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



## ■ 主要な資産の状況

各ファンド(マネー・プール・ファンドⅡ(1年決算型)を除く)

資産構成	円コース (1年決算型)	米ドルコース (1年決算型)	ユーロコース (1年決算型)	豪ドルコース (1年決算型)	ブラジル・ レアルコース (1年決算型)	メキシコ・ ペソコース (1年決算型)
外国投資信託	98.4%	98.0%	98.3%	98.1%	98.0%	98.3%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.3%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.6%	2.0%	1.6%	1.4%	1.7%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	トルコ・ リラコース (1年決算型)	ロシア・ ルーブルコース (1年決算型)	中国元コース (1年決算型)	南アフリカ・ ランドコース (1年決算型)	インドネシア・ ルピアコース (1年決算型)
外国投資信託	98.2%	98.3%	98.3%	98.4%	97.8%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	2.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 第一三共	医薬品	5.6%
2 日本電信電話	情報・通信業	5.0%
3 ソフトバンク	情報・通信業	3.0%
4 塩野義製薬	医薬品	3.0%
5 キーエンス	電気機器	2.5%
6 伊藤忠商事	卸売業	2.5%
7 オービック	情報・通信業	2.4%
8 三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.3%
9 信越化学工業	化学	2.2%
10 ニトリホールディングス	小売業	2.2%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

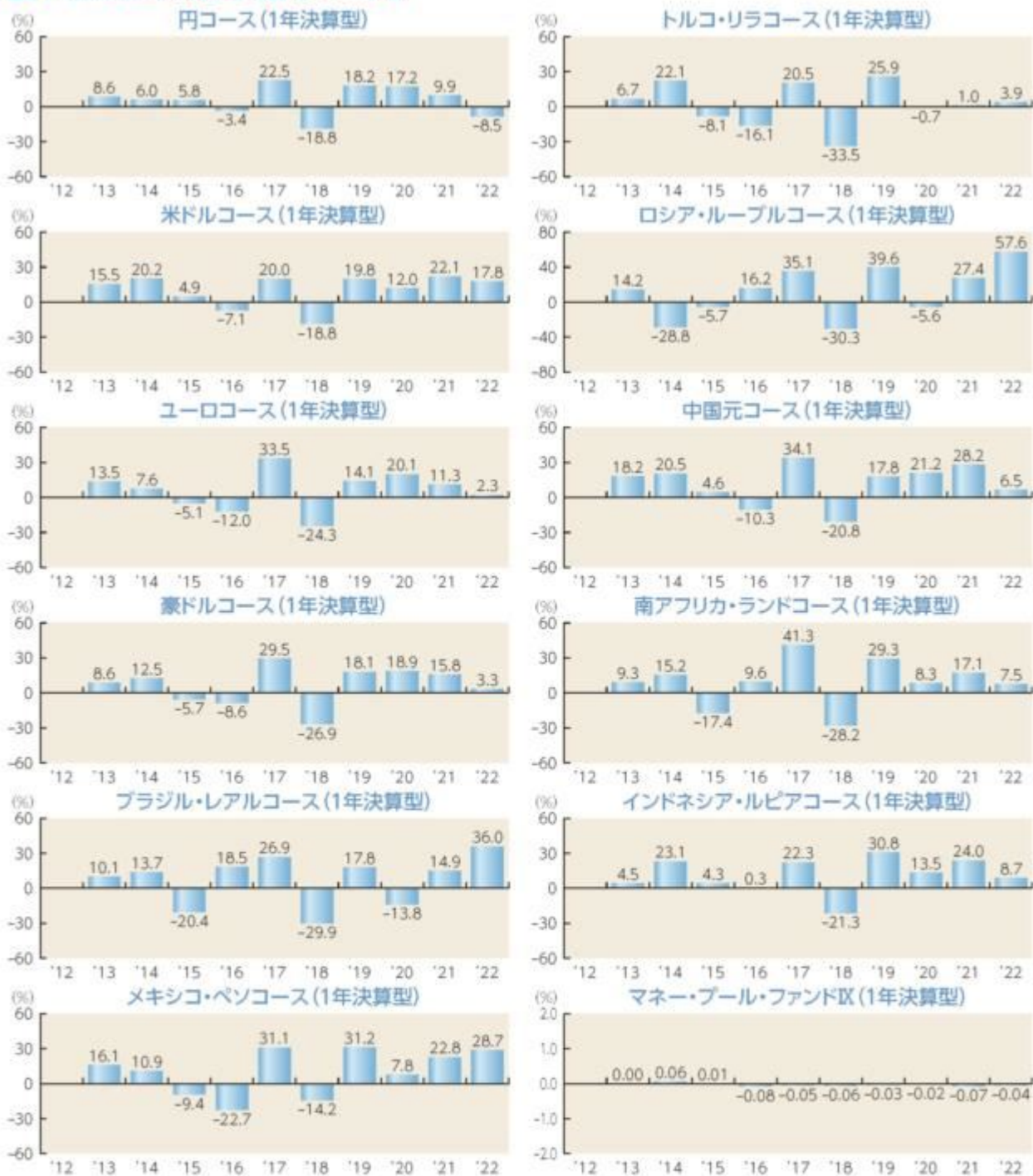
## ■ 主要な資産の状況

マネー・プール・ファンドⅩ(1年決算型)

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



## 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年10月15日から令和4年10月14日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,690,298	6,298,449
投資信託受益証券	272,743,063	274,500,557
親投資信託受益証券	99,990	99,970
流動資産合計	277,533,351	280,898,976
<b>資産合計</b>	<b>277,533,351</b>	<b>280,898,976</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	159,183	177,094
未払解約金	10,010	113
未払受託者報酬	46,227	44,870
未払委託者報酬	1,617,733	1,570,564
未払利息	6	9
その他未払費用	6,099	5,931
流動負債合計	1,839,258	1,798,581
<b>負債合計</b>	<b>1,839,258</b>	<b>1,798,581</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	159,183,856	177,094,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	116,510,237	102,005,406
（分配準備積立金）	75,602,348	75,583,450
元本等合計	275,694,093	279,100,395
<b>純資産合計</b>	<b>275,694,093</b>	<b>279,100,395</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>277,533,351</b>	<b>280,898,976</b>

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	4,275,358	4,944,795

	第8期		第9期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年10月14日	自 至	令和 3年10月15日 令和 4年10月14日
受取利息		14		8
有価証券売買等損益		52,409,210		27,344,827
営業収益合計		56,684,582		22,400,024
営業費用				
支払利息		967		1,197
受託者報酬		98,095		89,335
委託者報酬		3,433,235		3,126,579
その他費用		12,957		11,798
営業費用合計		3,545,254		3,228,909
営業利益又は営業損失（ ）		53,139,328		25,628,933
経常利益又は経常損失（ ）		53,139,328		25,628,933
当期純利益又は当期純損失（ ）		53,139,328		25,628,933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		9,913,980		656,773
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		111,494,574		116,510,237
剰余金増加額又は欠損金減少額		112,614		13,140,826
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		112,614		13,140,826
剰余金減少額又は欠損金増加額		38,163,116		2,496,403
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		38,163,116		2,496,403
分配金		159,183		177,094
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		116,510,237		102,005,406

### （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	241,749,602円	159,183,856円
期中追加設定元本額	181,517円	21,348,655円
期中一部解約元本額	82,747,263円	3,437,522円
2. 受益権の総数	159,183,856口	177,094,989口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,721,631円	費用控除後の配当等収益額	A	1,701,801円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,503,717円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	54,115,560円	収益調整金額	C	70,351,909円
分配準備積立金額	D	32,536,183円	分配準備積立金額	D	74,058,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	129,877,091円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,112,453円
当ファンドの期末残存口数	F	159,183,856口	当ファンドの期末残存口数	F	177,094,989口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,158円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,250円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	159,183円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	177,094円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	46,780,399	25,392,416
親投資信託受益証券	10	20
合計	46,780,389	25,392,436

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [令和3年10月14日現在]	第9期 [令和4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.7319円	1.5760円
(1万口当たり純資産額)	(17,319円)	(15,760円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)	237,395,622	274,500,557	
投資信託受益証券 合計		237,395,622	274,500,557	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		237,495,214	274,600,527	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	24,047,366	40,203,221
投資信託受益証券	1,256,684,854	1,465,380,562
親投資信託受益証券	99,990	99,970
未収入金	24,491,496	27,871,223
流動資産合計	1,305,323,706	1,533,554,976
資産合計	1,305,323,706	1,533,554,976
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	625,482	609,804
未払解約金	95	28,391,415
未払受託者報酬	208,431	229,012
未払委託者報酬	7,295,023	8,015,342
未払利息	33	62
その他未払費用	27,724	30,472
流動負債合計	8,156,788	37,276,107
負債合計	8,156,788	37,276,107
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	625,482,661	609,804,481
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	671,684,257	886,474,388
（分配準備積立金）	446,448,193	586,032,151
元本等合計	1,297,166,918	1,496,278,869
純資産合計	1,297,166,918	1,496,278,869
負債純資産合計	1,305,323,706	1,533,554,976

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	20,610,729	39,283,116
受取利息	60	45
有価証券売買等損益	298,734,646	214,235,467
営業収益合計	319,345,435	253,518,628
営業費用		

	第8期		第9期	
	自	令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自	令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
支払利息		4,272		7,101
受託者報酬		412,203		427,403
委託者報酬		14,426,929		14,959,049
その他費用		54,832		56,863
営業費用合計		14,898,236		15,450,416
営業利益又は営業損失( )		304,447,199		238,068,212
経常利益又は経常損失( )		304,447,199		238,068,212
当期純利益又は当期純損失( )		304,447,199		238,068,212
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		22,821,632		12,605,272
期首剰余金又は期首欠損金( )		515,653,950		671,684,257
剰余金増加額又は欠損金減少額		962,355		125,783,190
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		962,355		125,783,190
剰余金減少額又は欠損金増加額		125,932,133		135,846,195
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		125,932,133		135,846,195
分配金		625,482		609,804
期末剰余金又は期末欠損金( )		671,684,257		886,474,388

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	826,121,410円	625,482,661円
期中追加設定元本額	1,107,462円	110,537,013円
期中一部解約元本額	201,746,211円	126,215,193円
2. 受益権の総数	625,482,661口	609,804,481口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)



第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,174,291円	費用控除後の配当等収益額	A	35,889,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	262,451,276円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	189,573,197円
収益調整金額	C	396,730,526円	収益調整金額	C	461,771,322円
分配準備積立金額	D	165,448,108円	分配準備積立金額	D	361,179,015円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	843,804,201円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,048,413,277円
当ファンドの期末残存口数	F	625,482,661口	当ファンドの期末残存口数	F	609,804,481口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,490円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,192円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	625,482円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	609,804円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	286,010,367	224,870,620
親投資信託受益証券	10	20
合計	286,010,357	224,870,600

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	2.0739円	2.4537円
(1万口当たり純資産額)	(20,739円)	(24,537円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	1,127,736,311	1,465,380,562	
投資信託受益証券 合計		1,127,736,311	1,465,380,562	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
	合計	1,127,835,903	1,465,480,532	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	290,609	324,756
投資信託受益証券	14,002,046	13,398,596
親投資信託受益証券	9,998	9,996
流動資産合計	14,302,653	13,733,348
<b>資産合計</b>		
	14,302,653	13,733,348
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,231	9,000
未払解約金	-	72
未払受託者報酬	2,080	2,203
未払委託者報酬	73,004	77,071
その他未払費用	215	219
流動負債合計	84,530	88,565
<b>負債合計</b>		
	84,530	88,565
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,231,219	9,000,335
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,986,904	4,644,448
（分配準備積立金）	1,418,697	1,387,123
元本等合計	14,218,123	13,644,783
<b>純資産合計</b>		
	14,218,123	13,644,783
<b>負債純資産合計</b>		
	14,302,653	13,733,348

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	155,366	206,010
有価証券売買等損益	4,331,544	265,493
営業収益合計	4,486,910	59,483
<b>営業費用</b>		
支払利息	10	3
受託者報酬	5,559	4,442
委託者報酬	194,667	155,323

	第8期		第9期	
	自	令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自	令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
その他費用		606		445
営業費用合計		200,842		160,213
営業利益又は営業損失（ ）		4,286,068		219,696
経常利益又は経常損失（ ）		4,286,068		219,696
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,286,068		219,696
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,829,715		22,184
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,928,762		4,986,904
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,423,861		105,931
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,423,861		105,931
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,812,841		241,875
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,812,841		241,875
分配金		9,231		9,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,986,904		4,644,448

### （3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	15,881,288円	9,231,219円
期中追加設定元本額	4,692,449円	217,360円
期中一部解約元本額	11,342,518円	448,244円
2. 受益権の総数	9,231,219口	9,000,335口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期	第9期
自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,869円	費用控除後の配当等収益額	A	45,706円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,163,088円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,568,207円	収益調整金額	C	3,257,325円
分配準備積立金額	D	182,971円	分配準備積立金額	D	1,350,417円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,996,135円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,653,448円
当ファンドの期末残存口数	F	9,231,219口	当ファンドの期末残存口数	F	9,000,335口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,412円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,170円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,231円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,000円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	1,445,907	7,601
親投資信託受益証券	2	2
合計	1,445,905	7,603

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.5402円	1.5160円
(1万口当たり純資産額)	(15,402円)	(15,160円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド( E U Rクラス)	10,234,186	13,398,596	
投資信託受益証券 合計		10,234,186	13,398,596	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	9,996	
親投資信託受益証券 合計		9,959	9,996	
合計		10,244,145	13,408,592	



## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	426,457	441,158
投資信託受益証券	24,341,539	18,607,171
親投資信託受益証券	99,990	99,970
流動資産合計	24,867,986	19,148,299
資産合計		
	24,867,986	19,148,299
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,686	12,158
未払解約金	6	2,004
未払受託者報酬	4,067	3,862
未払委託者報酬	142,100	135,142
その他未払費用	465	449
流動負債合計	162,324	153,615
負債合計		
	162,324	153,615
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	15,686,203	12,158,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,019,459	6,836,465
（分配準備積立金）	8,046,394	6,312,200
元本等合計	24,705,662	18,994,684
純資産合計		
	24,705,662	18,994,684
負債純資産合計		
	24,867,986	19,148,299

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	409,797	604,183
有価証券売買等損益	7,862,706	42,019
営業収益合計	8,272,503	562,164
<b>営業費用</b>		
支払利息	13	16
受託者報酬	8,864	7,809
委託者報酬	310,159	273,429

	第8期		第9期	
	自	令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自	令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
その他費用		1,056		909
営業費用合計		320,092		282,163
営業利益又は営業損失（ ）		7,952,411		280,001
経常利益又は経常損失（ ）		7,952,411		280,001
当期純利益又は当期純損失（ ）		7,952,411		280,001
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,311,474		397,094
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,651,042		9,019,459
剰余金増加額又は欠損金減少額		319,510		205,277
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		319,510		205,277
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,576,344		2,259,020
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,576,344		2,259,020
分配金		15,686		12,158
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		9,019,459		6,836,465

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	27,060,054円	15,686,203円
期中追加設定元本額	832,007円	415,863円
期中一部解約元本額	12,205,858円	3,943,847円
2. 受益権の総数	15,686,203口	12,158,219口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	337,316円	費用控除後の配当等収益額	A	254,307円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,815,079円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,247,161円	収益調整金額	C	3,460,547円
分配準備積立金額	D	4,909,685円	分配準備積立金額	D	6,070,051円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,309,241円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,784,905円
当ファンドの期末残存口数	F	15,686,203口	当ファンドの期末残存口数	F	12,158,219口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,847円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,047円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,686円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,158円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	5,850,421	254,024
親投資信託受益証券	10	20
合計	5,850,411	254,044

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.5750円	1.5623円
(1万口当たり純資産額)	(15,750円)	(15,623円)

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（AU Dクラス）	15,846,680	18,607,171	
投資信託受益証券 合計		15,846,680	18,607,171	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
合計		15,946,272	18,707,141	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	866,148	745,146
投資信託受益証券	32,854,110	35,871,742
親投資信託受益証券	99,990	99,970
流動資産合計	33,820,248	36,716,858
資産合計	33,820,248	36,716,858
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	28,285	22,726
未払解約金	283	7,164
未払受託者報酬	7,171	5,544
未払委託者報酬	250,739	194,142
未払利息	1	1
その他未払費用	901	674
流動負債合計	287,380	230,251
負債合計	287,380	230,251
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	28,285,697	22,726,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,247,171	13,760,020
（分配準備積立金）	9,403,133	10,346,682
元本等合計	33,532,868	36,486,607
純資産合計	33,532,868	36,486,607
負債純資産合計	33,820,248	36,716,858

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	1,761,346	3,940,537
有価証券売買等損益	11,130,792	6,955,962
営業収益合計	12,892,138	10,896,499
<b>営業費用</b>		
支払利息	47	48
受託者報酬	13,866	10,787

	第8期		第9期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年10月14日	自 至	令和 3年10月15日 令和 4年10月14日
委託者報酬		485,128		377,599
その他費用		1,716		1,296
営業費用合計		500,757		389,730
営業利益又は営業損失（ ）		12,391,381		10,506,769
経常利益又は経常損失（ ）		12,391,381		10,506,769
当期純利益又は当期純損失（ ）		12,391,381		10,506,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,788,295		1,532,369
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,435,239		5,247,171
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,107,609		1,001,566
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,896,248		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		211,361		1,001,566
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,440,391
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,440,391
分配金		28,285		22,726
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		5,247,171		13,760,020

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	49,356,613円	28,285,697円
期中追加設定元本額	884,974円	2,090,364円
期中一部解約元本額	21,955,890円	7,649,474円
2. 受益権の総数	28,285,697口	22,726,587口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,279,284円	費用控除後の配当等収益額	A	3,473,917円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	18,033,786円	収益調整金額	C	15,354,468円
分配準備積立金額	D	8,152,134円	分配準備積立金額	D	6,895,491円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,465,204円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,723,876円
当ファンドの期末残存口数	F	28,285,697口	当ファンドの期末残存口数	F	22,726,587口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,709円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,318円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,285円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,726円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左



区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	6,913,940	6,487,464
親投資信託受益証券	10	20
合計	6,913,930	6,487,444

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.1855円	1.6055円
(1万口当たり純資産額)	(11,855円)	(16,055円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド( B R Lクラス)	49,430,539	35,871,742	
投資信託受益証券 合計		49,430,539	35,871,742	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
	合計	49,530,131	35,971,712	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	832,155	898,867
投資信託受益証券	41,071,260	40,559,437
親投資信託受益証券	99,990	99,970
流動資産合計	42,003,405	41,558,274
資産合計	42,003,405	41,558,274
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	25,115	19,187
未払解約金	9	2,051
未払受託者報酬	7,740	6,526
未払委託者報酬	270,899	228,365
未払利息	1	1
その他未払費用	982	808
流動負債合計	304,746	256,938
負債合計	304,746	256,938
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	25,115,170	19,187,310
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,583,489	22,114,026
（分配準備積立金）	16,085,549	21,186,590
元本等合計	41,698,659	41,301,336
純資産合計	41,698,659	41,301,336
負債純資産合計	42,003,405	41,558,274

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	2,681,788	3,904,083
有価証券売買等損益	12,787,975	6,864,868
営業収益合計	15,469,763	10,768,951
<b>営業費用</b>		
支払利息	65	79
受託者報酬	15,630	13,253

	第8期		第9期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年10月14日	自 至	令和 3年10月15日 令和 4年10月14日
委託者報酬		546,988		463,878
その他費用		1,967		1,649
営業費用合計		564,650		478,859
営業利益又は営業損失( )		14,905,113		10,290,092
経常利益又は経常損失( )		14,905,113		10,290,092
当期純利益又は当期純損失( )		14,905,113		10,290,092
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		3,975,483		958,472
期首剰余金又は期首欠損金( )		8,178,935		16,583,489
剰余金増加額又は欠損金減少額		395,861		593,341
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		395,861		593,341
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,895,822		4,375,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,895,822		4,375,237
分配金		25,115		19,187
期末剰余金又は期末欠損金( )		16,583,489		22,114,026

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	37,378,929円	25,115,170円
期中追加設定元本額	774,279円	690,752円
期中一部解約元本額	13,038,038円	6,618,612円
2. 受益権の総数	25,115,170口	19,187,310口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,109,596円	費用控除後の配当等収益額	A	3,299,435円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,456,831円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,032,185円
収益調整金額	C	11,043,408円	収益調整金額	C	8,906,449円
分配準備積立金額	D	9,544,237円	分配準備積立金額	D	11,874,157円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,154,072円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,112,226円
当ファンドの期末残存口数	F	25,115,170口	当ファンドの期末残存口数	F	19,187,310口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,811円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	15,693円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,115円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,187円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	9,825,398	6,518,711
親投資信託受益証券	10	20
合計	9,825,388	6,518,691

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.6603円	2.1525円
(1万口当たり純資産額)	(16,603円)	(21,525円)

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（MX Nクラス）	42,924,582	40,559,437	
投資信託受益証券 合計		42,924,582	40,559,437	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,970	
	合計	43,024,174	40,659,407	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,338,454	2,154,333
投資信託受益証券	108,706,331	91,773,469
親投資信託受益証券	9,999	9,997
流動資産合計	111,054,784	93,937,799
<b>資産合計</b>		
	111,054,784	93,937,799
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	102,209	92,600
未払解約金	-	675
未払受託者報酬	19,662	14,003
未払委託者報酬	688,135	490,032
未払利息	3	3
その他未払費用	2,559	1,813
流動負債合計	812,568	599,126
<b>負債合計</b>		
	812,568	599,126
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	102,209,950	92,600,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,032,266	738,432
（分配準備積立金）	61,713,903	80,524,166
元本等合計	110,242,216	93,338,673
<b>純資産合計</b>		
	110,242,216	93,338,673
<b>負債純資産合計</b>		
	111,054,784	93,937,799

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	23,297,178	29,272,685
受取利息	4	1
有価証券売買等損益	12,713,462	35,116,648
営業収益合計	36,010,644	5,843,962
<b>営業費用</b>		
支払利息	326	313



	第8期		第9期	
	自	令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自	令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
受託者報酬		43,717		28,159
委託者報酬		1,529,994		985,557
その他費用		5,703		3,647
営業費用合計		1,579,740		1,017,676
営業利益又は営業損失（ ）		34,430,904		6,861,638
経常利益又は経常損失（ ）		34,430,904		6,861,638
当期純利益又は当期純損失（ ）		34,430,904		6,861,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		11,392,727		1,263,859
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		25,338,117		8,032,266
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,434,415		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,012,986		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		421,429		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,603,455
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,086,691
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		516,764
分配金		102,209		92,600
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		8,032,266		738,432

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	158,022,919円	102,209,950円
期中追加設定元本額	7,711,713円	4,695,434円
期中一部解約元本額	63,524,682円	14,305,143円
2. 受益権の総数	102,209,950口	92,600,241口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,043,687円	費用控除後の配当等収益額	A	27,422,631円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	85,416,480円	収益調整金額	C	80,605,647円
分配準備積立金額	D	44,772,425円	分配準備積立金額	D	53,194,135円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,232,592円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,222,413円
当ファンドの期末残存口数	F	102,209,950口	当ファンドの期末残存口数	F	92,600,241口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	14,404円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,410円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	102,209円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	92,600円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	10,092,576	21,984,151
親投資信託受益証券	1	2
合計	10,092,575	21,984,153

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [令和3年10月14日現在]	第9期 [令和4年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0786円	1.0080円
(1万口当たり純資産額)	(10,786円)	(10,080円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	525,019,849	91,773,469	
投資信託受益証券 合計		525,019,849	91,773,469	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		525,029,809	91,783,466	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,813,049	654,214
投資信託受益証券	77,987,606	22,039,335
親投資信託受益証券	10,025	10,023
流動資産合計	79,810,680	22,703,572
資産合計		
	79,810,680	22,703,572
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	57,884	-
未払受託者報酬	13,235	6,421
未払委託者報酬	463,269	224,548
未払利息	2	1
その他未払費用	1,696	785
流動負債合計	536,086	231,755
負債合計		
	536,086	231,755
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	57,884,926	11,029,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,389,668	11,442,299
（分配準備積立金）	23,572,693	11,126,525
元本等合計	79,274,594	22,471,817
純資産合計		
	79,274,594	22,471,817
負債純資産合計		
	79,810,680	22,703,572

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	4,955,227	14,006,259
受取利息	1	2
有価証券売買等損益	22,250,489	9,313,177
その他収益	-	1
営業収益合計	27,205,717	23,319,439
<b>営業費用</b>		
支払利息	211	189

	第8期		第9期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年10月14日	自 至	令和 3年10月15日 令和 4年10月14日
受託者報酬		26,614		17,706
委託者報酬		931,486		619,383
その他費用		3,421		2,232
営業費用合計		961,732		639,510
営業利益又は営業損失（ ）		26,243,985		22,679,929
経常利益又は経常損失（ ）		26,243,985		22,679,929
当期純利益又は当期純損失（ ）		26,243,985		22,679,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,042,832		15,314,707
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,424,227		21,389,668
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,670,626		1,148,525
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,559,441		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		111,185		1,148,525
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		18,461,116
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		18,461,116
分配金		57,884		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		21,389,668		11,442,299

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	167,488,582円	57,884,926円
期中追加設定元本額	399,260円	2,997,626円
期中一部解約元本額	110,002,916円	49,853,034円
2. 受益権の総数	57,884,926口	11,029,518口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,205,286円	費用控除後の配当等収益額	A	6,261,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	602,164円
収益調整金額	C	54,469,963円	収益調整金額	C	10,615,356円
分配準備積立金額	D	19,425,291円	分配準備積立金額	D	4,262,712円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,100,540円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,741,881円
当ファンドの期末残存口数	F	57,884,926口	当ファンドの期末残存口数	F	11,029,518口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,492円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	19,712円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,884円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)



投資信託受益証券	21,865,176	2,608,449
親投資信託受益証券	1	2
合計	21,865,175	2,608,447

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.3695円	2.0374円
(1万口当たり純資産額)	(13,695円)	(20,374円)

## (追加情報)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
	<p>当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（RUBクラス）」は、円売り/ロシアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。</p> <p>ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切った以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。</p> <p>当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4年 3月 2日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。NDFマーケットの流動性の改善により令和 4年 5月11日より解約の申込み受付は再開しましたが、設定の申込み受付は期末日時点においても受付停止を継続しております。</p> <p>今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。</p>

#### （４）【附属明細表】

##### 第 1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（RUBクラス）	60,266,162	22,039,335	
投資信託受益証券 合計		60,266,162	22,039,335	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	10,023	
親投資信託受益証券 合計		9,986	10,023	
合計		60,276,148	22,049,358	

##### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	868,175	903,421
投資信託受益証券	34,683,829	38,107,185
親投資信託受益証券	9,999	9,997
未収入金	361,762	-
流動資産合計	35,923,765	39,020,603
資産合計	35,923,765	39,020,603
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	14,460	14,559
未払解約金	329,350	2,367
未払受託者報酬	5,544	6,191
未払委託者報酬	194,001	216,594
未払利息	1	1
その他未払費用	678	766
流動負債合計	544,034	240,478
負債合計	544,034	240,478
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	14,460,664	14,559,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,919,067	24,221,057
（分配準備積立金）	15,750,113	18,486,001
元本等合計	35,379,731	38,780,125
純資産合計	35,379,731	38,780,125
負債純資産合計	35,923,765	39,020,603

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	1,331,082	1,884,240
有価証券売買等損益	8,529,312	1,687,791
営業収益合計	9,860,394	3,572,031
<b>営業費用</b>		
支払利息	15	59
受託者報酬	10,396	12,066
委託者報酬	364,006	422,383
その他費用	1,259	1,503
営業費用合計	375,676	436,011
営業利益又は営業損失（ ）	9,484,718	3,136,020
経常利益又は経常損失（ ）	9,484,718	3,136,020
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,484,718	3,136,020

	第8期		第9期	
	自	令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自	令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		324,976		25,221
期首剰余金又は期首欠損金( )		11,925,960		20,919,067
剰余金増加額又は欠損金減少額		651,825		691,297
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		651,825		691,297
剰余金減少額又は欠損金増加額		804,000		485,547
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		804,000		485,547
分配金		14,460		14,559
期末剰余金又は期末欠損金( )		20,919,067		24,221,057

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期	第9期
	[令和 3年10月14日現在]	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	14,943,781円	14,460,664円
期中追加設定元本額	519,302円	433,764円
期中一部解約元本額	1,002,419円	335,360円
2. 受益権の総数	14,460,664口	14,559,068口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期			第9期		
自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,256,203円	費用控除後の配当等収益額	A	1,637,685円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,627,846円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,473,114円

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
収益調整金額	C	6,713,981円	収益調整金額	C	7,255,497円
分配準備積立金額	D	10,880,524円	分配準備積立金額	D	15,389,761円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,478,554円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,756,057円
当ファンドの期末残存口数	F	14,460,664口	当ファンドの期末残存口数	F	14,559,068口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	15,544円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,690円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,460円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,559円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期	第9期
	[ 令和 3年10月14日現在 ]	[ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第8期	第9期
	[ 令和 3年10月14日現在 ]	[ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	8,613,500	1,721,155
親投資信託受益証券	1	2
合計	8,613,499	1,721,153

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報 ）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	2.4466円	2.6636円
(1万口当たり純資産額)	(24,466円)	(26,636円)

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（ 単位：円 ）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（CN Yクラス）	35,997,719	38,107,185	
投資信託受益証券 合計		35,997,719	38,107,185	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		36,007,679	38,117,182	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）】

（ 1 ）【貸借対照表】

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	733,303	710,496
投資信託受益証券	30,470,055	30,496,735
親投資信託受益証券	9,999	9,997
流動資産合計	31,213,357	31,217,228
資産合計	31,213,357	31,217,228
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	16,083	16,025
未払解約金	18,774	1,903
未払受託者報酬	4,621	5,156
未払委託者報酬	161,687	180,408
未払利息	1	1
その他未払費用	572	605
流動負債合計	201,738	204,098
負債合計	201,738	204,098
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,083,507	16,025,051
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,928,112	14,988,079
（分配準備積立金）	5,028,325	6,358,954
元本等合計	31,011,619	31,013,130
純資産合計	31,011,619	31,013,130
負債純資産合計	31,213,357	31,217,228

## （ 2 ）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
<b>営業収益</b>		
配当株式	1,553,648	2,234,714
有価証券売買等損益	6,932,117	1,601,239
営業収益合計	8,485,765	633,475
<b>営業費用</b>		
支払利息	33	43
受託者報酬	8,219	9,984
委託者報酬	287,442	349,475
その他費用	988	1,185
営業費用合計	296,682	360,687
営業利益又は営業損失（ ）	8,189,083	272,788
経常利益又は経常損失（ ）	8,189,083	272,788
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,189,083	272,788
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,243,026	8,735
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,361,298	14,928,112
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,145,206	1,316,725
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,145,206	1,316,725
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,508,366	1,504,786
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,508,366	1,504,786
分配金	16,083	16,025
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,928,112	14,988,079



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	13,817,485円	16,083,507円
期中追加設定元本額	11,820,644円	1,565,368円
期中一部解約元本額	9,554,622円	1,623,824円
2. 受益権の総数	16,083,507口	16,025,051口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,135,053円	費用控除後の配当等収益額	A	1,842,400円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	508,964円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	14,021,795円	収益調整金額	C	14,506,503円
分配準備積立金額	D	3,400,391円	分配準備積立金額	D	4,532,579円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,066,203円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,881,482円
当ファンドの期末残存口数	F	16,083,507口	当ファンドの期末残存口数	F	16,025,051口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,854円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,030円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,083円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,025円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,558,202	1,126,020
親投資信託受益証券	1	2
合計	5,558,201	1,126,022

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.9282円	1.9353円
(1万口当たり純資産額)	(19,282円)	(19,353円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ZARクラス）	43,362,343	30,496,735	
投資信託受益証券 合計		43,362,343	30,496,735	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,997	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,997	
合計		43,372,303	30,506,732	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	660,783	828,761
投資信託受益証券	24,149,589	27,918,542
親投資信託受益証券	10,025	10,023
流動資産合計	24,820,397	28,757,326
資産合計	24,820,397	28,757,326
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,889	11,305
未払解約金	684	1,141
未払受託者報酬	3,806	4,428

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
未払委託者報酬	132,804	154,805
未払利息	-	1
その他未払費用	433	542
流動負債合計	148,616	172,222
負債合計	148,616	172,222
純資産の部		
元本等		
元本	10,889,813	11,305,652
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,781,968	17,279,452
( 分配準備積立金 )	9,765,418	12,552,809
元本等合計	24,671,781	28,585,104
純資産合計	24,671,781	28,585,104
負債純資産合計	24,820,397	28,757,326

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
営業収益		
配当株式	1,183,551	2,281,549
有価証券売買等損益	5,347,497	962,972
営業収益合計	6,531,048	3,244,521
営業費用		
支払利息	10	42
受託者報酬	7,228	8,489
委託者報酬	252,402	296,858
その他費用	829	1,033
営業費用合計	260,469	306,422
営業利益又は営業損失( )	6,270,579	2,938,099
経常利益又は経常損失( )	6,270,579	2,938,099
当期純利益又は当期純損失( )	6,270,579	2,938,099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	311,318	15,402
期首剰余金又は期首欠損金( )	8,542,213	13,781,968
剰余金増加額又は欠損金減少額	891,360	765,198
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	891,360	765,198
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,599,977	179,106
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,599,977	179,106
分配金	10,889	11,305
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,781,968	17,279,452

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	12,365,996円	10,889,813円
期中追加設定元本額	832,861円	557,337円
期中一部解約元本額	2,309,044円	141,498円
2. 受益権の総数	10,889,813口	11,305,652口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日			第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,112,301円	費用控除後の配当等収益額	A	2,057,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,181,922円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	865,024円
収益調整金額	C	5,040,621円	収益調整金額	C	5,771,660円
分配準備積立金額	D	5,482,084円	分配準備積立金額	D	9,641,417円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,816,928円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,335,774円
当ファンドの期末残存口数	F	10,889,813口	当ファンドの期末残存口数	F	11,305,652口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,606円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	16,218円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,889円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,305円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期	第9期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期	第9期
	[ 令和 3年10月14日現在 ]	[ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,443,062	962,974
親投資信託受益証券	1	2
合計	5,443,061	962,972

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	2.2656円	2.5284円
(1万口当たり純資産額)	(22,656円)	(25,284円)



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ID Rクラス）	25,496,386	27,918,542	
投資信託受益証券 合計		25,496,386	27,918,542	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	10,023	
親投資信託受益証券 合計		9,986	10,023	
合計		25,506,372	27,928,565	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	26,784	28,704
親投資信託受益証券	1,303,131	1,397,888
未収入金	1	1
流動資産合計	1,329,916	1,426,593
資産合計	1,329,916	1,426,593
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1	-
未払委託者報酬	41	27
その他未払費用	122	122
流動負債合計	164	149
負債合計	164	149

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
純資産の部		
元本等		
元本	1,332,938	1,430,429
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,186	3,985
元本等合計	1,329,752	1,426,444
純資産合計	1,329,752	1,426,444
負債純資産合計	1,329,916	1,426,593

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	129	295
営業収益合計	129	295
営業費用		
支払利息	18	-
受託者報酬	52	2
委託者報酬	780	80
その他費用	362	244
営業費用合計	1,212	326
営業利益又は営業損失( )	1,341	621
経常利益又は経常損失( )	1,341	621
当期純利益又は当期純損失( )	1,341	621
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	418	82
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,069	3,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,634	1,717
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,634	1,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,828	1,977
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86,828	1,977
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,186	3,985

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期 [令和 4年10月14日現在]
1. 期首元本額	1,848,207円	1,332,938円
期中追加設定元本額	51,074,687円	814,813円
期中一部解約元本額	51,589,956円	717,322円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,186円	3,985円
3. 受益権の総数	1,332,938口	1,430,429口

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,752円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>9,752円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,332,938口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>73円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	9,752円	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,752円	当ファンドの期末残存口数	F	1,332,938口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	73円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>10,461円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>10,461円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,430,429口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>73円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	10,461円	分配準備積立金額	D	円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,461円	当ファンドの期末残存口数	F	1,430,429口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	73円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	9,752円																																																											
分配準備積立金額	D	円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,752円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,332,938口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	73円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	10,461円																																																											
分配準備積立金額	D	円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,461円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,430,429口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	73円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

## ( 金融商品に関する注記 )

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	第8期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年10月14日	第9期 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	388	138
合計	388	138

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [ 令和 3年10月14日現在 ]	第9期 [ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	0.9976円	0.9972円
(1万口当たり純資産額)	(9,976円)	(9,972円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	1,392,597	1,397,888	
合計		1,392,597	1,397,888	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### マネー・プール マザーファンド

#### 貸借対照表

（単位：円）	
[ 令和 4年10月14日現在 ]	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	47,510,112
流動資産合計	47,510,112
資産合計	47,510,112
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	11
未払利息	73
流動負債合計	84
負債合計	84
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	47,330,014
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	180,014
元本等合計	47,510,028
純資産合計	47,510,028
負債純資産合計	47,510,112

#### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年10月14日現在]
1. 期首	令和 3年10月15日
期首元本額	81,051,398円
期中追加設定元本額	10,599,245円
期中一部解約元本額	44,320,629円
元本の内訳	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	32,235,504円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円

[令和 4年10月14日現在]

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (1年決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (毎月決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(1年決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(毎月決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース (1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース (毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ ランドコース(1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ ランドコース(毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシ ア・ルピアコース(1年決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシ ア・ルピアコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プー ル・ファンド(1年決算型)	1,392,597円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プー ル・ファンド(年2回決算型)	2,251,601円
欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)	4,979円
欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)	4,979円
アジアリート戦略オープン(為替ヘッジあり)毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン(為替ヘッジなし)毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン(為替ヘッジなし)年2回決算型	9,952円



	[令和 4年10月14日現在]
合計	47,330,014円
2. 受益権の総数	47,330,014口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年10月15日 至 令和 4年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 4年10月14日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[ 令和 4年10月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0038円
(1万口当たり純資産額)	(10,038円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	287,371,325
負債総額	158,008
純資産総額（ - ）	287,213,317
発行済口数	177,176,405口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6211
（10,000口当たり）	（16,211）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,545,866,599
負債総額	27,112,672
純資産総額（ - ）	1,518,753,927
発行済口数	599,951,954口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.5315
（10,000口当たり）	（25,315）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	14,397,390
負債総額	7,935
純資産総額（ - ）	14,389,455
発行済口数	9,001,896口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.5985
（10,000口当たり）	（15,985）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	20,179,382
負債総額	11,123
純資産総額（ - ）	20,168,259
発行済口数	12,164,822口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6579
（10,000口当たり）	（16,579）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	39,829,032
負債総額	150,704
純資産総額（ - ）	39,678,328
発行済口数	23,996,769口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6535
（10,000口当たり）	（16,535）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	46,294,549
負債総額	610,743
純資産総額（ - ）	45,683,806
発行済口数	20,275,919口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.2531
（10,000口当たり）	（22,531）

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）】

## 【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	97,086,567
負債総額	53,482
純資産総額( - )	97,033,085
発行済口数	92,822,131口
1口当たり純資産価額( / )	1.0454
(10,000口当たり)	(10,454)

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルーブルコース(1年決算型)】

## 【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	24,315,958
負債総額	13,178
純資産総額( - )	24,302,780
発行済口数	11,029,518口
1口当たり純資産価額( / )	2.2034
(10,000口当たり)	(22,034)

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース(1年決算型)】

## 【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	40,059,006
負債総額	23,257
純資産総額( - )	40,035,749
発行済口数	14,573,461口
1口当たり純資産価額( / )	2.7472
(10,000口当たり)	(27,472)

## 【国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ランドコース(1年決算型)】

## 【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	32,496,237
負債総額	18,115
純資産総額（ - ）	32,478,122
発行済口数	16,035,854口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0253
（10,000口当たり）	（20,253）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	29,146,117
負債総額	16,611
純資産総額（ - ）	29,129,506
発行済口数	11,305,535口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.5766
（10,000口当たり）	（25,766）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,426,444
負債総額	14
純資産総額（ - ）	1,426,430
発行済口数	1,430,429口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9972
（10,000口当たり）	（9,972）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	47,508,414
負債総額	112
純資産総額( - )	47,508,302
発行済口数	47,329,818口
1口当たり純資産価額( / )	1.0038
(10,000口当たり)	(10,038)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499

無形固定資産			
電話加入権		15,822	15,822
ソフトウェア		3,569,171	4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190	1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184	5,978,768
投資その他の資産			
投資有価証券		18,616,670	16,803,642
関係会社株式		320,136	159,536
投資不動産	1	814,684	810,684
長期差入保証金		538,497	524,244
前払年金費用		258,835	189,708
繰延税金資産		916,962	982,406
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		21,487,417	19,491,852
固定資産合計		29,580,307	27,569,120
資産合計		103,463,286	105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978

その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費		76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	1 536	1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087

法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

### 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

#### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

### （会計方針の変更）

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰

越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2.関係会社に対する主な取引



区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

## （リース取引関係）

## 借主側

## オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				

投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

## （注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していません。

## （有価証券関係）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めていません。

## 第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めていません。

## 3. 売却したその他有価証券

## 第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

## 第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927

	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （収益認識関係）

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円



親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 3【資本関係】

## &lt;訂正前&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2022年4月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## &lt;訂正後&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2022年10月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【その他】

## &lt;訂正前&gt;

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
  - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
  - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
  - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
  - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
  - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- (3) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。

- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

<訂正後>

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
  - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
  - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
  - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
  - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
  - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ループルコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ループルコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

追加情報に記載されているとおり、当ファンドは令和4年3月2日に設定・解約の申込み受付を停止した。令和4年5月11日より解約の申込み受付は再開したが、期末日時点においても設定の申込み受付停止を継続している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年12月7日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）の令和3年10月15日から令和4年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）の令和4年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃  
行社員

指定有限責任社  
員 業務執 公認会計士 伊 藤 鉄 也  
行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。